

庁用自動車の運転に関する達を次のように定める。

令和2年3月18日

防衛監察監 野々上 尚

庁用自動車の運転に関する達

(趣旨)

第1条 この達は、防衛監察本部の職員（自動車の運転を本務とするものを除く。以下同じ。）が抜き打ち防衛監察（防衛監察の実施に関する訓令（平成19年防衛省訓令第57号）第2条第4号に規定する防衛監察をいう。次条において同じ。）を実施するため、庁用自動車（借り上げた自動車を含む。以下同じ。）を運転する場合の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(運転命令者)

第2条 庁用自動車の運転の命令は、抜き打ち防衛監察の実施に当たって、他に手段がない等必要な場合に限り、統括監察官が行うものとする。

(運転者の登録)

第3条 庁用自動車の運転の命令は、防衛監察監が作成する庁用自動車運転者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者に対してのみ行うものとする。

- 2 防衛監察監は、原則として監察調査官の中から運転免許証を取得してから1年以上を経過している職員を前項の名簿に登録するものとする。
- 3 運転命令者（前条の規定により運転の命令を行う者をいう。以下同じ。）は、名簿に登録すべき職員がいる場合には、その職員の同意を得た上で、防衛監察監に対して推薦するものとする。
- 4 防衛監察監は、前項の推薦を受けたときは、免許取得年月日その他必要な事項を審査した上で、名簿に登録するものとする。
- 5 名簿に登録されている職員が、庁用自動車の運転についての同意を撤回する意向を運転命令者に対して申し出たときは、運転命令者は、防衛監察監に対して、名簿からの削除を依頼しなければならない。この場合において、撤回する意向を申し出た職員は、その日から庁用自動車を運転してはならない。
- 6 運転命令者は、自動車の運転に必要な適格性を欠くと判断した場合には、防衛監察監に対して、名簿からの削除を依頼しなければならない。
- 7 前2項の依頼があったときは、防衛監察監は、その職員を名簿から削除しなければならない。
- 8 名簿の管理は、総務課において行うものとする。

(運転の命令)

第4条 運転命令者は、管下の職員に対して庁用自動車の運転をさせる場合には、安全な運行に十分配慮した上で、事前に、庁用自動車運転命令書に日時、区間、目的その他必要な事項を記載して当該職員に提示することにより行うものとする。

2 事件、事故その他の事情に対応するため前項の規定による庁用自動車運転命令書による提示を行ういとまがないときは、運転命令者は、前項の規定にかかわらず、電話、メールその他の通信により運転をさせることができる。この場合において、運転命令者は、事後速やかに、庁用自動車運転命令書を作成し、提示するものとする。

3 運転命令者は、前2項の庁用自動車運転命令書を当該職員に提示した後、速やかに庁用自動車運転命令書の写しを防衛監察監に送付するものとする。

4 この条の規定による運転命令を受けた職員（その職員が複数いる場合には、いずれかの職員）は、車両使用申請書を作成し、総務課に提出するものとする。

(運転者の責務)

第5条 運転者は、庁用自動車を運転するときは、事前に、運転前点検基準により目視等の点検を行わなければならない。なお、借り上げた自動車を除いた庁用自動車の運転者は、運転前点検により異常があると認めたときは、速やかに、物品供用官に報告しなければならない。

2 運転者は、体調に異変を感じたときは、運転命令にかかわらず、庁用自動車を運転してはならない。

3 運転者は、アルコール検知器を活用することにより、運転前にアルコールチェックをするよう努めるものとする。

4 借り上げた自動車を除いた庁用自動車の運転者は、運転中に庁用自動車に異常があると認めたときは、直ちに運転を中止し、物品供用官に報告しなければならない。

5 運転者（その職員が複数いる場合には、いずれかの職員）は、運転が終了した後は、車両運行日誌を作成し、運転命令者の確認を経た後、総務課に提出するものとする。

(事故等の報告)

第6条 運転者は、運行途上において事故等が発生した場合には、必要な措置を取るとともに、直ちに運転命令者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借り上げた自動車を除いた庁用自動車の運転者は、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第34条に基づき、物品亡失（損傷等）報告書により、物品供用官に報告するものとする。

(様式等)

第7条 第5条の運転前点検基準並びに第3条第1項の庁用自動車運転者名簿、第4条第1項の庁用自動車運転命令書、同条第4項の車両使用申請書及び第5条第5項の車両運行日誌の様式は、総務課長が定める。

(委任事項)

第8条 この達の実施に関し必要な細部事項は、総務課長が定める。